

医療法人西浦会（財団）  
介護老人保健施設  
**長生苑**  
**重要事項説明書 第1版**  
(施設サービス) (短期入所療養介護)  
(介護予防短期入所療養介護)

あなた（又は、あなたの家族）が利用しようと考えている施設サービス及び短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護について契約を締結する前に、知つておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 施設サービス及び短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供する事業者について

事業者名	医療法人西浦会（財団）介護老人保健施設長生苑
代表者氏名	理事長 西浦 啓之
所在地	大阪府守口市八雲中町3丁目12番3号 電話 06-6908-7770

2. ご利用者への提供を担当する事業所について

事業所名称	医療法人西浦会（財団）介護老人保健施設長生苑
介護保険指定事業者番号	2753280029
所在地	大阪府守口市八雲中町3丁目12番3号 電話 06-6908-7770

### 3. 事業の目的

- (1) 利用者に対し、介護保険法に定める介護サービスが必要となった場合は円滑に実施します。
- (2) 社会情勢の変化や福祉・医療の進歩に応じた介護サービスを提供します。
- (3) 利用者1人ひとりの意志及び人格を尊重し、利用者本位の質の高い介護サービスを提供し、且つ、在宅支援に務めます。

### 4. 定員について

- ・施設サービス（短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護含む） 125名  
なお、施設サービス及び短期入所療養介護と一体的に介護予防短期入所療養介護を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施する。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

### 5. 事業所の職員体制について

- |                    |  |
|--------------------|--|
| (1) 施設長            | ・施設長は業務を総括し、所属職員を指揮監督する。   |
| (2) 医師             | ・診療、健康管理等施設療養全体についての適切な判断、指導を行う。   |
| (3) 看護職員           | ・利用者の特性を理解し、健康管理と医療的ケアを行う。<br>・介護業務についても介護職員と同様に行う。                                  |
| (4) 介護職員           | ・利用者の特性を理解し、日常生活全般の介助と自立を目指した介護業務を遂行する。  |
| (5) 理学療法士<br>作業療法士 | ・医師の指示のもとに看護職員、介護福祉士、介護職員と連携し、利用者の身体機能、生活能力の向上に務める。                                  |
| (6) 支援相談員          | ・利用者の心身の状況、置かれている環境を把握し、適切な指導を行うと共に、家族及び必要とする社会資源の調整を図る。<br>・公的機関及び他のサービス提供者との連携を図る。 |
| (7) 介護支援専門員        | ・利用者の意志を尊重し、介護度に応じた介護サービス計画（ケアプラン）を作成する。   |
| (8) 事務職員           | ・老健運営に関する事務業務全般を行う。  |

- (9) 栄養士
  - ・利用者等の心身の状況、病状を考慮した食事を提供する。
- (10) 薬剤師
  - ・医師の指示のもと薬剤の管理、指導を行う。
  - その他、必要な時は変更します。

## 6. サービス内容について

- ・施設サービス及び短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護は、二交替勤務により 24 時間サービスの提供を行う。
  - (1) 施設サービス計画及び短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画等の作成
  - (2) 療養上必要な事項についての指導及び説明
  - (3) 退所前後の指導
  - (4) 機能訓練
  - (5) 入浴
  - (6) 食事
  - (7) レクリエーション行事

## 7. 利用料金について

- ・別紙利用者負担説明書参照

## 8. 面会時間について

- ・10：00～16：00 1階受付に置かれた入館者記入カードに必ずご署名、ご提出下さい。

## 9. 秘密保持について

- ・職員は在職及び退職後も、業務上知り得た利用者及び関連する全ての情報を外部にもらしません。但し、退所時等関連機関に対し必要な情報提供は行います。

## 10. 個人情報について

- ・別紙個人情報について参照

## 11. 留意事項について

### (1) 利用者からの解除

利用者及びその家族等は、施設に対し退所の意思表明をすることにより、利用を解除終了することができます。

### (2) 施設からの解除

施設は、利用者及びその家族等に対し、次に掲げる場合には、利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において、自立又は要支援（短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護を除く）と認定された場合。
- ② 施設において、定期的に実施される退所判定会議にて、退所し居宅において生活ができると判断された場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、施設での適切な施設サービスの提供を超えると判断された場合。又、入院等をされた場合。
- ④ 利用者及びその家族等が、利用料金を2ヵ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
- ⑤ 利用者が、施設・施設職員又は、他の入所者等に対して利用継続が困難となる程度の背信行為又は、反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 天災、災害、設備の故障その他、やむを得ない理由により施設を利用することができない場合。
- ⑦ 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等を行った場合。

### (3) 身体拘束について

施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷・他害のおそれがある等、緊急やむを得ない場合は、医師が判断し身体拘束その他利用者の行動を制限する場合があります。この場合には、医師がその様態及び時間その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診察録に記載することとします。理由等も説明致しますので協力体制をお願い致します。

#### (4) 緊急時の対応について

施設は利用者に対し、医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。

利用中に利用者的心身の状態が急変した場合、施設は利用者及びその家族等が指定する者に対し、緊急に連絡します。ご家族の方も協力体制をお願い致します。

#### (5) 事故発生時について

施設サービスの提供に伴って事故が発生した場合は、速やかに、そのご家族居宅介護支援事業所へ状況説明等を行うと共に、市町村と連携をはかり、必要な措置を講じます。

#### (6) 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止のための委員会、担当者を設置し、研修等を通じて従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

#### (7) 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

#### (8) 賠償責任について

施設サービス及び短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供

に伴って、施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

利用者の責に帰すべき事由によって施設が損害を被った場合、利用者及びその家族等は連帶して施設に対して、その損害を賠償するものとします。

#### (9) 介護保険証の確認

ご利用に当り、介護保険被保険証を確認させていただきます。

#### (10) その他

下記に該当する者は、退所していただくことがあります。

- ① 無断外出及び外泊する者
- ② 故意に騒音、暴力、高声を発するなど、他の利用者の妨げになる者
- ③ 指定場所以外で火気を使用する者
- ④ 老健内の設備・備品類を粗略に扱い、又は故意に破損し、或いは持ち出そうとした者
- ⑤ 他人の療養室や職員詰所、及び、事務室や所定の療養区域以外の場所等にみだりに出入りする者
- ⑥ 許された家族等以外の者を療養室に泊める者
- ⑦ 金品を賭けたトランプ、碁、将棋、花札等をする者
- ⑧ 飲食物をみだりに療養室内に持ち込む者
- ⑨ 長生苑が定める必要物品以外を持ち込む者
- ⑩ 門限時間及び面会時間を守らない者
- ⑪ その他老健内の風紀、秩序を乱し他人に迷惑をかけ、又は施設の静謐を乱す行為のある者

### 12. 苦情処理について

(1) 利用者及びご家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

なお、施設には支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

(電話 06-6908-7770)

そのほか、要望や苦情など1階～4階に備え付けられた「ご意見箱」をご利用

下さい。

- (2) 関係市町村、保健・医療機関及び、他の介護サービス提供機関等と常に密な情報交換を行い、利用者へより良いケアが提供できるように務めます。
- (3) 市町村及び国保連合より、指導又は助言を受けた場合は、それらに従って必要な改善を行ないます。
- (4) 行政の窓口：守口市役所 健康福祉部 高齢介護課（電話 06-6992-1610）  
大阪府国民健康保険連合会（電話 06-6949-5418）  
大阪府健康福祉部 高齢介護室 施設課（電話 06-6944-7203）

### 13. ハラスメント対策について

当施設は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

### 14. 非常災害対策について

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
- ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回  
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
  - ② 入所者を含めた総合避難訓練……………年1回
  - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (8) 業務継続に向けた取り組みについて
- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
  - ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
  - ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 15. 従業者の基準人員数及び実配置人員数

当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

※「大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」(平成24年 大阪府条例118号)

	基準人員数	実配置人員数
(1)管理者	1人	1.0人
(2)医師	1.25人	1.3人
(3)薬剤師	0.4人	0.6人
(4)看護職員	12人	14.8人
(5)介護職員	30人	38.4人
(6)支援相談員	2人	2.0人
(7)理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2人	4.0人
(8)栄養士・管理栄養士	1人	1.0人
(9)介護支援専門員	2人	3.0人
(10)事務職員		4.0人

## 16. 協力病院・協力歯科は次の通りです

○社会医療法人弘道会 守口生野記念病院

守口市佐太中町6-17-33 電話(06)6906-1100

診療科目

○内科 ○循環器科 ○消化器科 ○呼吸器科 ○神経内科 ○小児科  
○外科 ○脳神経外科 ○整形外科 ○消化器外科 ○リハビリテーション科 ○形成外科  
○婦人科 ○泌尿器科 ○皮膚科 ○麻酔科 ○放射線科

○社会医療法人ONEFLAG 牧病院

大阪市旭区新森7-10-28 電話(06)6953-0120

診療科目

○内科 ○循環器内科 ○消化器内科 ○神経内科 ○外科 ○整形外科 ○皮膚科 ○放射線科  
○予防健診科

○医療法人西浦会(財団) 京阪病院

大阪府守口市八雲中町 3-13-17 電話(06)6908-2019

診療科目

○精神科 ○神経科

○医療法人社団けんこう会 守口つだ矯正歯科・歯科

大阪府守口市桜町 6-8-201 電話(06)6998-3344

○医療法人應信会 としもり歯科医院

大阪府旭区千林 1-11-3 電話(06)6957-9090

説明年月日 令和 年 月 日

重要事項説明書第1版について、ご利用者に説明を行いました。

事業所名	医療法人西浦会 介護老人保健施設長生苑
所在地	大阪府守口市八雲中町3丁目12番3号 電話 06-6908-7770
説明者氏名	

重要事項説明書第1版について、事業所より説明を受け同意しました。

ご利用者様	住所 〒 -
	氏名 生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日

ご家族様 (代理人)	住所 〒 -
	氏名 (続柄 : )
	TEL ( ) -
	携帯電話 - -
	住所 〒 -
	氏名 (続柄 : )
	TEL ( ) -
	携帯電話 - -

医療法人西浦会（財団）  
介護老人保健施設  
**長生苑**  
**重要事項説明書 第1版**  
(通所リハビリテーション)  
(介護予防通所リハビリテーション)

あなた（又は、あなたの家族）が利用しようと考えている通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについて契約を締結する前に、知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供する事業者について

事業者名	医療法人西浦会（財団）介護老人保健施設長生苑
代表者氏名	理事長 西浦 啓之
所在地	大阪府守口市八雲中町3丁目12番3号 電話 06-6908-7770

2. ご利用者への提供を担当する事業所について

事業所名称	医療法人西浦会（財団）介護老人保健施設長生苑
介護保険指定事業者番号	2753280029
所在地	大阪府守口市八雲中町3丁目12番3号 電話 06-6908-7770

### 3. 事業の目的

- (1) 利用者に対し、介護保険法に定める介護サービスが必要となった場合は円滑に実施します。
- (2) 社会情勢の変化や福祉・医療の進歩に応じた介護サービスを提供します。
- (3) 利用者1人ひとりの意志及び人格を尊重し、利用者本位の質の高い介護サービスを提供し、且つ、在宅支援に務めます。

### 4. 定員について

・通所リハビリテーション 25名

なお、通所リハビリテーションと一体的に介護予防通所リハビリテーションの事業を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施する。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

### 5. 事業所の職員体制について

- |                    |  |
|--------------------|--|
| (1) 施設長            | ・施設長は業務を総括し、所属職員を指揮監督する。   |
| (2) 医師             | ・診療、健康管理等施設療養全体についての適切な判断、指導を行う。   |
| (3) 看護職員           | ・利用者の特性を理解し、健康管理と医療的ケアを行う。<br>・介護業務についても介護職員と同様に行う。                                  |
| (4) 介護職員           | ・利用者の特性を理解し、日常生活全般の介助と自立を目指した介護業務を遂行する。  |
| (5) 理学療法士<br>作業療法士 | ・医師の指示のもとに看護職員、介護福祉士、介護職員と連携し、利用者の身体機能、生活能力の向上に務める。                                  |
| (6) 支援相談員          | ・利用者の心身の状況、置かれている環境を把握し、適切な指導を行うと共に、家族及び必要とする社会資源の調整を図る。<br>・公的機関及び他のサービス提供者との連携を図る。 |
| (7) 介護支援専門員        | ・利用者の意志を尊重し、介護度に応じた介護サービス計画(ケアプラン)を作成する。   |
| (8) 事務職員           | ・老健運営に関する事務業務全般を行う。  |
| (9) 栄養士            | ・利用者等の心身の状況、病状を考慮した食事を提供する。  |
| (10) 薬剤師           | ・医師の指示のもと薬剤の管理、指導を行う。  |
- その他、必要な時は変更します。

## 6. 秘密保持について

- ・職員は在職及び退職後も、業務上知り得た利用者及び関連する全ての情報を外部にもらしません。但し、関係機関より求められた時は必要な情報提供を行います。

## 7. 個人情報について

- ・別紙個人情報について参照

## 8. サービス内容について

- (1) 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画等の作成
- (2) 機能訓練
- (3) 入浴
- (4) 食事
- (5) レクリエーション行事

## 9. 利用料金について

- ・別紙利用者負担説明書参照

## 10. 留意事項について

### (1) 利用者からの解除

利用者及びその家族等は、施設に対し利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず利用を解除・終了することができます。

なお、この場合利用者及びその家族等は、速やかに施設及び居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、基本料金及びその他ご利用いただいた費用をお支払いいただきます。

### (2) 施設からの解除

施設は、利用者及びその家族等に対し、次に掲げる場合には、利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において、自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス計画で、定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、施設での適切な通所リハビリテーションの提供を超えると判断された場合。又、入院等をされた場合。
- ④ 利用者及びその家族等が、利用料金を2ヵ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。

- ⑤ 利用者が、施設・施設職員又は、他の利用者等に対して利用継続が困難となる程度の背信行為又は、反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 天災、災害、設備の故障その他、やむを得ない理由により施設を利用することができない場合。
- ⑦ 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等を行った場合。

#### (3) 身体拘束について

施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷・他害のおそれがある等、緊急やむを得ない場合は、医師が判断し身体拘束その他利用者の行動を制限する場合があります。この場合には、医師がその様態及び時間その際の利用者的心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診察録に記載することとします。理由等も説明致しますので協力体制をお願い致します。

#### (4) 緊急時の対応について

施設は利用者に対し、医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。

利用中に利用者的心身の状態が急変した場合、施設は利用者及びその家族等が指定する者に対し、緊急に連絡します。

ご家族の方も協力体制をお願い致します。

#### (5) 事故発生時について

施設サービスの提供に伴って事故が発生した場合は、速やかに、そのご家族・居宅介護支援事業所へ状況説明等を行うと共に、市町村と連携をはかり、必要な措置を講じます。

#### (6) 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止のための委員会、担当者を設置し、研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

#### (7) 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

#### (8) 賠償責任について

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に伴って、施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

利用者の責に帰すべき事由によって施設が損害を被った場合、利用者及びその家族等は連帯して施設に対して、その損害を賠償するものとします。

#### (9) 介護保険証の確認

ご利用に当り、介護保険被保険証を確認させていただきます。

#### (10) その他

下記に該当する者は、利用を中止させていただくことがあります。

- ① 無断外出する者
- ② 故意に騒音、暴力、高声を発するなど、他の利用者の妨げになる者
- ③ 指定場所以外で火気を使用する者
- ④ 老健内の設備・備品類を粗略に扱い、又は故意に破損し、或いは持ち出そうとした者
- ⑤ 他人の療養室やサービスステーション、及び、事務室や所定の療養区域以外の場所等にみだりに出入りする者
- ⑥ 金品を賭けたトランプ、碁、将棋、花札等をする者
- ⑦ 飲食物をみだりに持ち込む者
- ⑧ 長生苑が定める必要物品以外を持ち込む者
- ⑨ その他老健内の風紀、秩序を乱し他人に迷惑をかけ、又は施設の静謐を乱す行為のある者

## 1 1 . 苦情処理について

( 1 ) 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

なお、施設には支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

( 電話 06-6908-7770 )

そのほか、要望や苦情など1階～4階に備え付けられた「ご意見箱」をご利用下さい。

( 2 ) 関係市町村、保健・医療機関及び、他の介護サービス提供機関等と常に密な情報交換を行い、利用者へより良いケアが提供できるように努めます。

( 3 ) 市町村及び国保連合より、指導又は助言を受けた場合は、それらに従って必要な改善を行ないます。

( 4 ) 行政の窓口：守口市役所 健康福祉部 高齢介護課

(電話 06-6992-1610)

大阪府国民健康保険連合会 (電話 06-6949-5418)

大阪府健康福祉部 高齢介護室 施設課 (電話 06-6944-7203)

## 1 2 . 非常災害対策について

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

( 1 ) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。

( 2 ) 火元責任者には、事業所職員を充てる。

( 3 ) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

( 4 ) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

( 5 ) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

( 6 ) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回

（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）

② 入所者を含めた総合避難訓練……………年1回

③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時

( 7 ) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

( 8 ) 業務継続に向けた取り組みについて

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 13. ハラスメント対策について

当施設は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます

### 14. 従業者の基準人員数及び実配置人員数

当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

※「大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」

(平成24年大阪府条例118号)

	基準人員数	実配置人員数
(1)管理者	1人	1.0人(施設サービスと兼務)
(2)医師	1.25人	1.3人(施設サービスと兼務)
(3)看護職員・介護職員	4人	8.0人
(4)理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	0.4人	4.0人(施設サービスと兼務)
(5)栄養士・管理栄養士	1人	1.0人(施設サービスと兼務)
(6)事務職員		4.0人(施設サービスと兼務)

## 15. 協力病院・協力歯科は次の通りです

○社会医療法人弘道会 守口生野記念病院  
守口市佐太中町6丁目17番33号 電話(06)6906-1100  
診療科目

○内科 ○循環器科 ○消化器科 ○呼吸器科 ○神経内科 ○小児科  
○外科 ○脳神経外科 ○整形外科 ○消化器外科 ○リハビリテーション科 ○形成外科  
○婦人科 ○泌尿器科 ○皮膚科 ○麻酔科 ○放射線科

○社会医療法人ONEFLAG 牧病院  
大阪市旭区新森7-10-28 電話(06)6953-0120  
診療科目  
○内科 ○循環器内科 ○消化器内科 ○神経内科 ○外科 ○整形外科 ○皮膚科 ○放射線課  
○予防健診科

○医療法人西浦会(財団) 京阪病院  
大阪府守口市八雲中町 3-13-17 電話(06)6908-2019  
診療科目  
○精神科 ○神経科

○医療法人社団けんこう会 守口つだ矯正歯科・歯科  
大阪府守口市桜町 6-8-201 電話(06)6998-3344

○医療法人應信会 としもり歯科医院  
大阪府旭区千林 1-11-3 電話(06)6957-9090

説明年月日 令和 年 月 日

重要事項説明書第1版について、ご利用者に説明を行いました。

事業所名	医療法人西浦会 介護老人保健施設長生苑
所在地	大阪府守口市八雲中町3丁目12番3号 電話 06-6908-7770
説明者氏名	

重要事項説明書第1版について、事業所より説明を受け同意しました。

ご利用者様	住所	〒 -
	氏名	
	生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	

ご家族様 (代理人)	住所	〒 -
	氏名	(続柄 : )
	TEL	( ) -
	携帯電話	- -
	住所	〒 -
	氏名	(続柄 : )
	TEL	( ) -
	携帯電話	- -